

第3次南箕輪村地産地消促進計画

令和3年度～令和7年度

～ 未来につなげよう 作る楽しさ 食べる喜び ～



は じ め に

南箕輪村は、伊那谷の中でいちばん広い平地の中心に位置し、大変豊かな自然環境の中、保育園から大学院まで全てそろっている子育て環境や健康、福祉などの充実を図ってまいりました。

現在もまだまだ人口が増加しており、県下一若い村としても注目を浴びています。



これまで、本村では、平成 23 年（2011 年）に第 1 次地産地消促進計画を策定し、第 2 次計画を経て 10 年間にわたり、地域農業の振興を目指し、地域で生産された農産物がより多く地域で消費されるよう、生産者と関係機関・団体の皆様とのつながりを大切にしながら、地産地消を推進してきました。

地産地消は、農産物の生産者だけではなく消費者にとっても、生産者の顔が見える新鮮で安全・安心な農産物を食べることができるという利点があります。また、生産者と消費者を結びつけ、村民の皆様の農業への親しみが深まることも期待されます。

子どもや若い世代が多い本村では、学校や地域を中心に、これらの世代が地域の農業や伝統文化を学ぶ活動が盛んに行われています。今の豊かな田園風景の村を作り上げてきた農業や農村文化への理解を深めていくことは、「この村に住んでいてよかった」という誇りを持つことに繋がるものと考えます。

しかしながら、令和 2 年（2020 年）は新型コロナウイルス感染症の流行が世界規模に拡大し、その影響は住民の皆様の日常生活ばかりではなく、行動や意識、価値観にまで波及しました。

コロナ禍において、本村におきましても主要な行事はすべて中止となり、生産者と消費者が交流するお祭りや子どもたちが農業にふれあう機会も激減してしまいました。

このような情勢の中でも、季節の移ろいによって変わりゆく自然とともに、「農」の営みは続いていきます。新たな日常の中で、どのような形で自然の恵みを「農」を通じて受け取り、生涯にわたって心身ともに健康でいられるのか、いきいきと豊かに暮らすことができるのかを念頭におきながら、関係機関・団体、地域の皆様とのつながりを大切に、「いつまでもあふれる緑 笑い声」の村を目指します。

最後になりましたが、「第 3 次南箕輪村地産地消促進計画」及び「第 3 次南箕輪村食育推進計画」の策定に当たり、熱心に御審議いただきました「農と食の審議会」の委員の皆様をはじめ、関係する多くの皆様に深く感謝を申し上げますとともに、本計画の着実な推進に向けて、今後とも一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3 年 4 月

南箕輪村長 唐木 一直

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1-1	計画策定の趣旨	1
1-2	計画の位置づけ	3
1-3	計画の期間	3
1-4	地産地消の範囲の考え方	3
1-5	地産地消の推進体制	4

第2章 地産地消の現状と課題

2-1	農業関係者	8
2-2	農産物直売・加工販売	11
2-3	保育園・学校給食	14
2-4	地域における地産地消	15
2-5	農業振興・地域の活性化	15

第3章 取組と目標

3-1	農業関係者	17
3-2	農産物直売・加工販売	17
3-3	保育園・学校給食	18
3-4	地域における地産地消	19
3-5	農業振興・地域の活性化	19

指標・目標	20
--------------	----

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

南箕輪村は、平成23年4月に南箕輪村地産地消促進計画を策定し、同時に策定した食育推進計画と連携を取りながら、地域農業の振興に寄与するよう地産地消¹の推進に努め、学校給食への地場農産物²利用率の増加、大芝高原味工房直売所のリニューアルなど、地産地消の推進を図っています。また、農業者の高齢化と担い手不足、遊休農地の増大などの農業における課題が、村においても顕在化してきています。

日本全体を見ると、食料自給率が主要先進国の中でも最低水準となっているなど、食料の多くを輸入に依存しており、自給率の向上が求められています。また、食品の偽装表示、農産物の残留農薬問題、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質問題等を契機に安全・安心な地場農産物を求める消費者が増えています。一方、TPPにより安い農産物が流入し、日本の農業に大きなダメージを与えることや、食品添加物・遺伝子組換え食品・残留農薬などの規制緩和により、食の安全が脅かされること等が危惧されています。また、新型コロナウイルスの流行により、体験交流など人との接触を伴う活動において、大きく制約を受ける状況下にあります。

そのような中、地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消は、消費者には生産者の顔が見え、新鮮で栄養価も高く安全・安心な農産物が供給され、生産者には流通コストの低減や多品目少量生産ができるなど、消費者・生産者の双方にメリットがあります。また、私たちの生活の様々な場面でSDGs（エスディージーズ）への貢献が求められている中で、地産地消はSDGsの多くの項目に資することができます。

このような状況を踏まえ、南箕輪村では農産物を安定供給するとともに地域内流通を高めることを通して、農産物の生産者と消費者を結びつける地産地消を具体的に促進させていく「南箕輪村地産地消促進計画」を策定し、関係機関や地域社会と一体となり、地産地消を更に進めていきます。

¹ 地産地消：国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組。主に食品に使われるが、最近はエネルギーなどにも使われる用語となっている。

² 地場農産物：地元の農業によって生産される穀類・野菜・果物・畜産物全般。畜産物を強調するため、地場農畜産物とも使われる。地場の地域的な範囲については後段を参照のこと。

地産地消とSDGs

「SDGs」（エスディージーズ）（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略）は、平成27年9月に国連サミットにおいて、「すべての人々が豊かで平和に暮らし続けられる社会」を目指す世界共通の目標として採択されました。相互に密接に関連した17のゴール（目標）と169のターゲット（達成基準）から成り、令和12年（2030年）までに、豊かさを追求しながら地球環境を守り、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

国内での実施と国際協力の両面でSDGsを推進していくため、国SDGs推進本部において令和元年12月に「アクションプラン2020」が策定され、取り組んでいく具体的な施策があげられています。「地産地消の推進」は、ここにあげられた食育の推進、持続可能な消費の推進、農山漁村の活性化や持続可能な農林水産業の推進など様々な施策が包括されています。また、地産地消計画の上位計画にあたる南箕輪村総合計画においても、SDGsを取り入れた計画策定が進められているところです。

このように地産地消を推進することは、持続可能な地域社会の構築につながるだけでなく、世界的な目標達成にも貢献ができると考えられます。本計画の策定にあたっては地域での農産物の生産から消費に至る循環が、経済、社会、環境に幅広く関わっていることを意識して計画づくりを進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



1-2 計画の位置づけ

この計画は、南箕輪村における地産地消に関する施策の総合的かつ計画的な促進を図るための基本的事項を定めるものです。

「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」（六次産業化・地産地消法）に基づく基本方針、並びに南箕輪村第5次総合計画「基本目標4 産業と観光の振興で活気を生む村」における施策4-2「(4)戦略的な農業の展開」、及び南箕輪村創生総合戦略「(1)立地特性を生かした職住近接のむらづくり」における施策②「(2)戦略的な農業の展開」の促進計画として位置づけられます。

また、「南箕輪村農業振興地域整備計画」、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」、「南箕輪村第3次食育推進計画」等の各個別計画と整合し、一体的な促進を図るものです。

1-3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度を初年度とし、令和7年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じ随時見直しを行うものとします。

1-4 地産地消の範囲の考え方

「普段暮らしている場所の「土」や「水」を使って栽培されたものを食べることが健康によい」という考え方が地産地消の原点といわれていますが、地産地消の魅力としては、次のようなものがあげられます。

- ・生産者の顔が見え新鮮な農作物が手に入る
- ・旬の農作物(おいしくて栄養価の高い農作物)を味わえる
- ・地域産物の消費増大により地域活性化につながる
- ・地域の農業を守り、食文化を豊かにする
- ・食品の輸送にかかる環境負荷が低減され環境にも優しい

しかしながら、交通手段や農業生産環境が発達した現代においては、地産地消の範囲をあまり限定的にとらえると現実的な活動にはなりません。

本計画では、基本的には村内での活動を想定していますが、文化的・経済的にまとまりのある地域も視野に入れ、幅広い可能性を探ります【図1】。

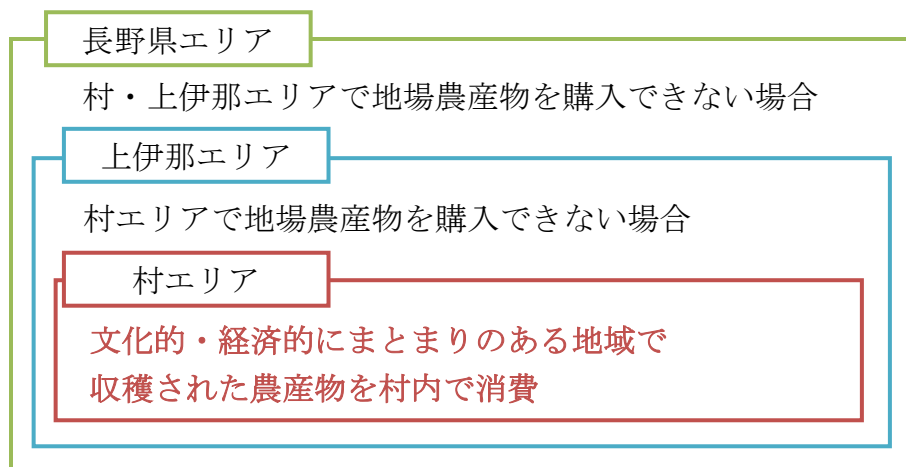


図1 地産地消の範囲イメージ

1-5 地産地消の推進体制

地産地消の推進にあたっては、南箕輪村営農センターを中心とし、地域や学校、保育園、生産者、流通関係者、行政等、様々な関係者が力を合わせ取り組みます。

また、農業者や農業関係団体の活動が地産地消の推進には重要です。これらの団体の活動や食育の取組との連携を図りながら計画を進めることによって、生涯にわたって健康で安心して暮らせるとともに、地域農業の振興にも寄与することを目的に地産地消を進めます。【図2・表1】

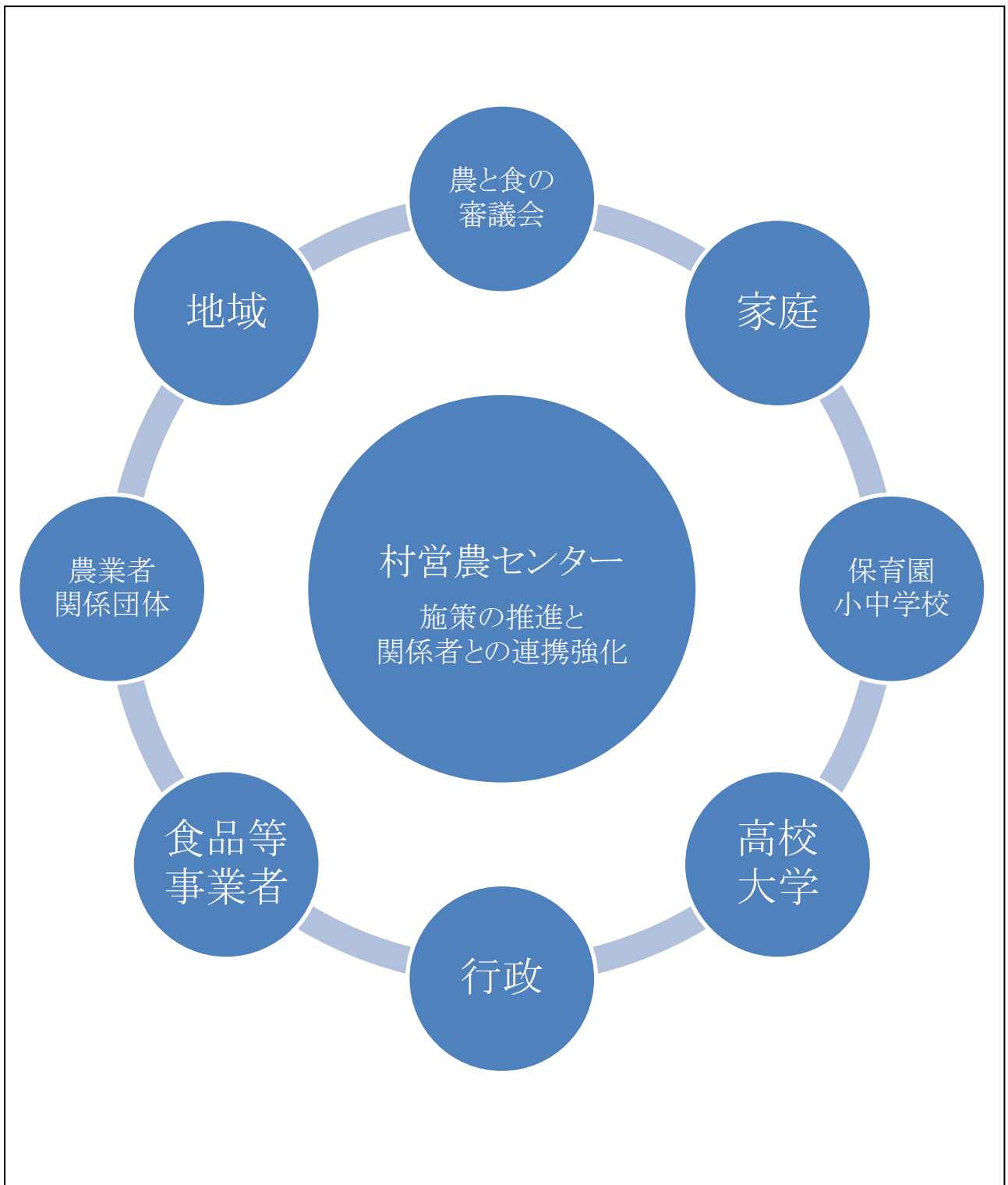


図2 地産地消の推進体制イメージ図

表 1 南箕輪村の地産地消における関係機関・団体等

団 体 名	活 動 内 容
南箕輪村 農と食の審議会	南箕輪村の農業及び食に関する計画（農業経営基盤強化促進基本構想、食育、地産地消など）について審議を行っている。
南箕輪村 営農センター	南箕輪村の農業にかかわる関係機関、団体及び農業者等が農業に関する情報や取組を共有し、地産地消活動を中心に実践している。主な活動には「南みのわ農産物フェア」、保育園児・小中学生を対象とした農産物プレゼントなどがある。
農事組合法人 まっくんファーム	村内一農場を目指し、平成 23 年に設立された法人。村内農家の 500 人以上が組合員となっており、水田地域を中心に作業受託を行っている。年々、作業面積、直営面積が増加してきており、村の農業の中核的な担い手である。また、減農薬の特別栽培米「風の村米だより」において、信州大学農学部や上伊那農業高等学校と連携し、ブランド化や作付け促進に取り組んでいる。
農事組合法人 まっくん野菜家	村の農地を有効活用して野菜専門で農業生産を行っている法人。一部の野菜において、給食向け専用に生産を行っており、利用率の向上に貢献している。
大芝高原味工房	直売所での農産物販売と地元の食材を使った加工製造を行っている。漬物、おやき、みそ、パン、ジェラート、おもてなしプリンなどを製造・販売している。平成 30 年には、改修リニューアルオープンを行い、同年に開業した道の駅の中核施設でもあり、村産のそば粉を使ったガレット等、新しい取組を始めている。
南箕輪村 輪の会	村の良さを再発見するとともに、心豊かな暮らしをするために農と食の大切さを伝え、次世代に継承していくことを目的とし、農作物の栽培、伝統食の継承活動を行っている。
まっくん田んぼ 体験隊	平成 26 年より、「風の村米だより」を実際に育てる農業体験として、村内外から参加者を募り、田植え・稲刈り・収穫祭などを行っている。 まっくんファームを中心に、上伊那農業高校、信大生、地域おこし協力隊、J A、役場産業課などが参加し、実行委員会形式で運営を行っている。
南箕輪村 農村青年倶楽部	地域農業の中心となる農業経営者の育成を目指す村内の青年農業者の団体であり、農業を通じた村の振興においても貢献している。 大芝高原まつりでの農業に触れ合う体験や農産物フェア等での農産物販売、県外に出かけて村農産物を農業者自らが販売する活動等を行っている。

ファーマーズ あじ～な	J A上伊那により運営されており、現在上伊那地域の約 1,000 人の農業者が登録している。平成 29 年にリニューアルオープンを行い、売り場面積を拡大している。 上伊那地域での代表的な農産物直売所であり、近隣住民の利用だけでなく、観光客の立ち寄り等、多くの来客がある施設である。 また、保育園・学校給食での食材の主要な提供元であり、使用される地場農産物のほとんどがファーマーズあじ～な経由となっている。
------------------------	---

第 2 章 地産地消の現状と課題

2-1 農業関係者

南箕輪村の人口は、令和 3 年 1 月 1 日現在、15,754 人、6,343 世帯（「住民基本台帳」による。）で、人口・世帯とも増加傾向にあります。村内で農業を主に従事する人口は年々減り続けており、60 歳以上の割合が約 8 割、70 歳以上の割合が約 5 割となっています【表 2】。このため、将来的に農業に従事する人が減り、管理できなくなる農地が増えることが懸念されており、主要な農業の担い手である認定農業者等への農地の集積・集約を進めています。また、大規模に農業を行う担い手だけでなく、主に自家用や直売所に出荷するような小規模な兼業・高齢農家等が相互に補完し合いながら、地域の農業が継続していき、農地が守られていく体制を目指しています。

表 2 年齢別農業人口

自営農業に主として従事した世帯員数											単位(人)
年	年齢 人数	15 〜 19 歳	20 〜 29 歳	30 〜 39 歳	40 〜 49 歳	50 〜 59 歳	60 〜 69 歳	70 〜 74 歳	75 歳 以上	60 歳 以上 の割合	70 歳 以上 の割合
平成 27 年 (2015 年)	414	21		10	25	35	100	77	146	78.0%	53.9%
平成 22 年 (2010 年)	416	16		20	15	35	113	85	132	79.3%	52.2%
平成 17 年 (2005 年)	695	33	16	28	35	56	192	134	201	75.8%	48.2%
平成 12 年 (2000 年)	869	72	28	43	47	71	231	147	230	69.9%	43.3%
平成 7 年 (1995 年)	1118	75	30	74	65	126	353	207	188	66.9%	35.3%

(出典：農林業センサス)

「農事組合法人まっくんファーム」や「農事組合法人まっくん野菜家」などの法人も含めた認定農業者³の数は令和2年4月現在37名で、新規に増える認定農業者の数に対して、高齢等を理由に認定を更新しない農業者の方が多いため、認定農業者の人数は年々減少傾向にあります。今後、農業の担い手において高齢化が進み、担い手が減少していくことが想定されるため、先を見据えて農業の担い手を増やしていく、後継者を確保していくことを考えていかなければなりません。

地産地消の活動については、農業者団体等により組織されている南箕輪村営農センターが中心となって活動しており、各種の地産地消活動に取り組んでいます【表3】。

³ 認定農業者：意欲と能力のある農業者が自らの経営を計画的に改善するための計画を作成し、市町村に認定された農業者。農業の中核的な担い手として期待される。

表3 営農センターで実施している主な地産地消活動

実施時期	活動内容
7月下旬	保育園ブルーベリー狩り(平成24年度から実施)
7月下旬	保育園へスイートコーンプレゼント(平成21年度から実施)
8月 (大芝高原まつり)	地場農産物消費拡大事業(地場農産物販売コーナー)
10月中旬	南みのわ農産物フェア(平成18年度から実施)
12月上旬	小中学校及び保育園へりんごプレゼント

(出典：産業課)

ブルーベリー狩り体験



スイートコーンプレゼント



大芝高原まつり（地場農産物販売コーナー）



南みのわ農産物フェア



また、南箕輪村では村民の皆さんが農業に親しんでいただき、自分で作った野菜を食べながら、地域の安全な農産物への理解を深めていただくため、平成 23 年度より市民農園事業にも取り組んでおり、村道 6 号線沿いの田畑地籍にて「ふれあい農園」を開園しています。平成 28 年度に隣接地を借り入れ、区画数を拡大して以降、ほぼ区画が埋まっており、自家菜園に取り組む人が多くなっています【表 4】。

表 4 ふれあい農園利用区画数の推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
利用区画数/ 利用可能区画数	29/29	35/35	35/35	35/35	35/35

（出典：産業課）

2-2 農産物直売・加工販売

南箕輪村に設置されている主な農産物直売所は、「大芝高原味工房」と「ファーマーズあじ〜な」、「村の駅」の3か所となっており、「大芝高原味工房」の直売所は村内の農産物にこだわった身近で安全・安心な直売所を目指し、平成27年7月に拡充を行っています。また、平成30年には改修リニューアルオープンを行い、同年に開業した道の駅の中核施設でもあり、村産のそば粉を使ったガレット等、新しい取組を始めています。平成24年度に「まっくん軽トラ市」として農家の方が直接農産物を販売する取組を始めましたが、現在は味工房の改修によってできたウッドデッキスペースを活用しながら、毎週火曜日の有機野菜の朝市や観光協会のイベントと組み合わせて季節ごとに農産物を販売する機会を設けています。引き続き、生産者と消費者の交流の場を提供するため、様々な形での販売を模索しているところです。また、課題として村の農業者が気軽に出店できる場が必要とされているところです。

「大芝高原味工房」では加工販売も行っており、地元で生産された農産物を使った漬物、おやき、みそ、パン、ジェラート、おもてなしプリンなどを製造・販売しています。これら加工品において、これまでの商品開発等の取組の成果が出ているところですが、更なる商品開発が求められています。また、直売所での販売だけでなく、「ファーマーズあじ〜な」での販売やふるさと納税など、販路の拡大を図っています。

「ファーマーズあじ〜な」はJA上伊那により運営されており、同JA管内の農産物を中心とした組合員の生産物の販売と、市場調達を加味した販売形態となっています。現在、1,000人を超える農業者が登録し新鮮な農産物を直売していることから、地元の消費者だけでなく観光客が立ち寄る施設にもなっています。その他に信州大学農学部や上伊那農業高等学校でも、学校で生産した農産物の販売に取り組んでいます。

現在は近隣市町村で直売所が増えているだけでなく、朝市等の取組やスーパー内の直売コーナー等も増えており、地元農産物を購入できる機会が増えてきています。今後はそれぞれの施設の強みを生かして、地産地消の情報発信や販路拡大をしながら、消費者とのつながりを深めていくことが必要です。

近年、消費者の農産物・食品に対する安全・安心の志向は高まってきています。農産物の生産においても、食品としての安全を確保することは重要であり、GAP（ギャップ）⁴の考え方に基づいた生産工程管理の導入が進められています。食品加工の分野では、令和2年から新しい食品表示制度⁵に移行になり、栄養成分表示が義務化され、またHACCP（ハサップ）⁶の考え方を取り入れた衛生管理を実施することが求められています。

-
- ⁴ ^{ギャップ} **GAP** : Good Agricultural Practice (農業生産工程管理) の略。農業における食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。農業者や産地が取り入れることにより、持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者の信頼の確保が期待される。
- ⁵ 食品表示制度：これまで食品表示制度は主に食品衛生法、JAS法、健康増進法の3つに分かれていたが、整合性のとれた表示と消費者、事業者双方がわかりやすいものにする新しい食品表示制度を規定するため、食品表示法が平成27年に施行され、栄養成分表示が義務付けされた。令和2年に移行期間が終わり新制度に移行する。
- ⁶ ^{ハサップ} **HACCP** : Hazard Analysis Critical Control Point の略であり、食品製造工程において、どのような危険性があるか分析し、重要な工程の管理を行う考え方。平成30年に食品衛生法が改正され、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を実施することが食品製造事業者に義務付けられた。

大芝高原での農産物販売



地産地消への意識について、保育園の保護者への食生活アンケートでは、約7割の保護者から関心があるという回答がありました【図3】。このことから、消費者に地産地消への意識がある程度浸透してきていることがわかります。ただし、同アンケートでの食育や食の安全性への関心が8割を超える値であるのと比較すると、まだ低い値であり、よりいっそう地産地消への意識の浸透を図る必要があると考えられます。このためには、引き続き、地産地消の利点や大切さを伝えていく必要があります。

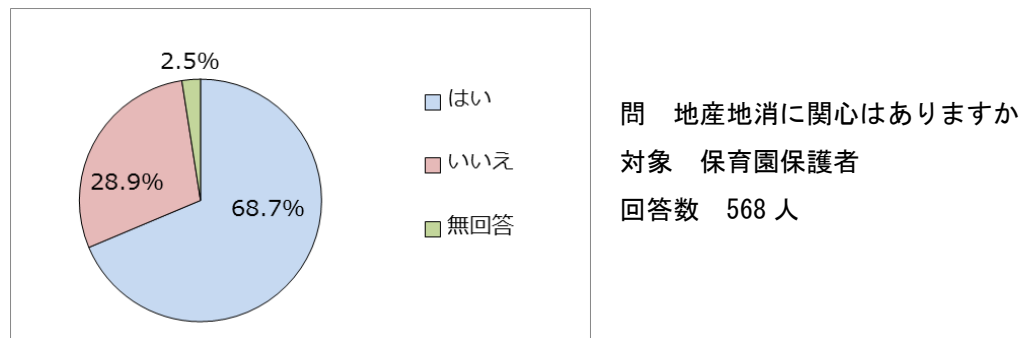


図3 地産地消への関心

(出典：令和2年度食生活アンケート（健康福祉課）)

また、同アンケートでの地場農産物の購入意識では、「日頃購入に心がけている」が12.5%、「店先にあれば購入している」が50.7%と合わせて、約6割が実際の購入に結びついています【図4】。地産地消への関心の有無と比較するとやや低い値になっています。地産地消の意識が高まると必然的に地場農産物の購入も増えると考えられますが、実際の購入につながるためには、購入できる場所や品ぞろえなど、利便性を高めていくことも合わせて必要です。

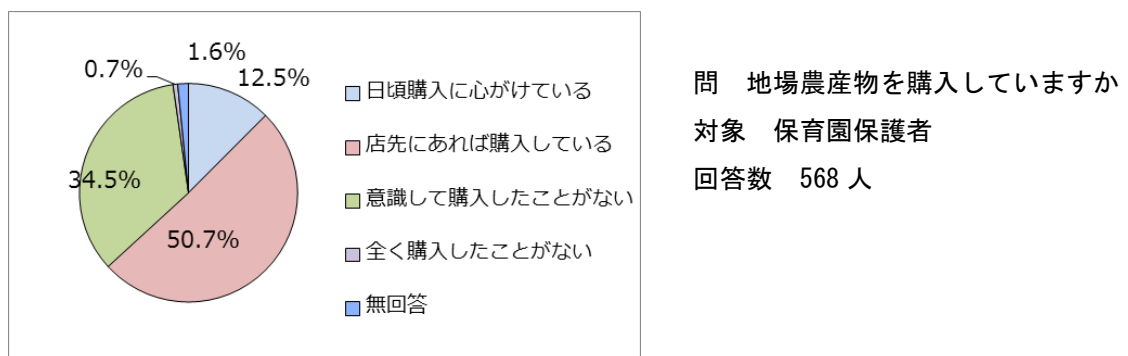


図4 地場農産物の購入意識

(出典：令和2年度食生活アンケート（健康福祉課）)

2-3 保育園・学校給食

保育園・学校給食においては、農業者・保育園・学校関係者・流通関係者が集まり、利用調整会議を開催するなど、各関係者の連携・協力により地産地消に努めています。また、地場農産物の範囲も村内で調達できないものは、できるだけ郡内・県内のものを使用するように努めており、重量ベースによる地場農産物利用率は30%を超える値を確保しています【表5】。

地場農産物を生きた教材として保育園や学校で活用することは、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業に関する理解を深めたり、生産者の努力や食に関する感謝の心を育むと共に、食や農業への関心を高める上で重要です。

令和2年からは、保育園・小中学校の給食で使用する米が全て「風の村米だより」になりましたが、その他野菜等については、費用や地場農産物の流通において課題が残り、現状の利用率にとどまっています。また、給食センターでは一日1,400食に対応する大規模な施設となっているため、規模に見合う量の地場農産物の確保が難しい状況にあります。このように地場農産物の利用率を更に高めていくには課題があり、学校・生産者間の連絡を密にする等、利用拡大に向けた取組が必要とされています。

表5 保育園・学校給食での地場農産物利用率（%）〔重量ベース〕

	令和元年
保育園	42.1
南部小学校	36.8
給食センター	40.5

※上伊那エリアまでの農産物を地場農産物とし、対象品目は米・野菜・果物・きのこ類として、利用率を算出している。

（出典：子育て支援課、教育委員会事務局）

2-4 地域における地産地消

飽食の時代になり、手を伸ばせば世界中の食品が簡単に入手できる食環境になりました。その反面、産地偽装や食品添加物・遺伝子組換え食品等「食への不安」が広がっています。これらの不安を乗り越えるためには、「安全・安心で新鮮な農作物が手に入る」、「旬の農作物(おいしくて栄養価が高い)を味わえる」といった地産地消の魅力を地域住民に広める必要があります。

地域では「安全・安心な食品の普及」、「伝統や文化の継承」など様々な目的をもって、多くの団体が体験活動・講座といった活動を行っています。しかしながら、活動を行う団体等の中には高齢化や後継者不足に悩むところもあり、担い手の育成・確保が活動のさらなる活性化には不可欠となっています。

今後は先人の知恵がつまった伝統食や行事食、また日本型食生活の良さを伝え、より多くの人に実践してもらうため、地産地消の推進に取り組む機会をさらに増やす活動が求められています。

輪の会での郷土食づくり体験



2-5 農業振興・地域の活性化

農業振興にあたって、特に取り組まれている6次産業化とは生産者が農産物を生産するだけでなく、生産から加工、流通、販売、いわゆる1次産業、2次産業、3次産業まで農業者自ら関わり、付加価値を農業者自身が得ることによって農業を活性化していこうとする取組です。村では平成25年からワーキングチームを設置し、6次産業化に向けた農業体験や加工品開発等の実験的活動を行いながら、6次産業化を推進していくために必要な栽培技術の高度化、直売所の強化、加工品の充実、体験交流農園の拡充、販売機能の強化等の課題を抽出し、今後取り組んでいくべき方向性を位置づけました。

現在、まっくん田んぼ体験隊等の農業体験事業や大芝高原味工房直売所の活性化

に取り組んでいますが、地域の農業・農産物に関心を持ち、地場農産物を利用するなど地産地消への理解を深めてもらうためには、これらの取組を続けていくことが必要です。特に村民が体験交流を通じて、農業・農産物に触れ合う機会が少ないことが課題であり、味工房の多目的体験室の活用や村内で体験に取り組む団体との連携により、体験交流の機会を増やしていくことが求められています。

また、今後は農業振興だけでなく地方創生における地域の活性化、人口増に向けた取組との連携も求められており、農業体験等を通じて都市部から村に訪れてもらう人を増やすことや農産物を通じて都市部へ向けて村をPRする、都市部の住民との交流を作ること等も必要とされているところです。

農業体験(まっくん田んぼ体験隊)



大芝高原味工房



農産物直売所



体験室を活用した郷土食体験



第3章 取組と目標

3-1 農業関係者

消費者のニーズに沿った安全・安心な地場農産物の生産に努めるとともに、直売所での購入や給食での使用等が増えるよう出荷においても協力を進めます。

また、生産・出荷だけでなく、営農センター・保育園・学校・関係団体が行う体験活動等、村民の農業・農産物への理解を深める活動について、積極的に協力していきます。

- ・地域の農業が続けられ、農地を守っていく体制を整え、より安全・安心な農産物の生産・流通に努めます。
- ・「南みのわ農産物フェア」等各種イベントにおいて、生産者と消費者との交流促進を通じて相互の理解と信頼を深め、地産地消を進めます。
- ・営農センターの活動により、保育園児などが地元の農産物に楽しく触れ合える場を引き続き提供していきます。
- ・保育園や学校等の給食に地場農産物の活用が進むよう、給食関係職員との話し合いの場に積極的に参加し、地場農産物の提供に協力します。
- ・特別栽培米「風の村米だより」をPRし、安全・安心なお米の普及拡大に努めます。
- ・ふれあい農園を活用し、利用者が「自ら作って食べる」という体験を通して、安全な農産物や地場農産物への関心を高める取組を進めます。
- ・信州大学農学部、上伊那農業高等学校と様々な事業で連携し、地産地消を推進していきます。

3-2 農産物直売・加工販売

直売所等を拠点に情報発信や農産物を使用した加工品の開発・販売を進め、地場農産物の消費拡大を図るとともに、消費者の地産地消への関心を高めます。また、生産者と消費者の交流を促進します。

安全・安心な農産物と加工品の製造・販売につながる取組を進めます。

- ・「大芝高原味工房直売所」「ファーマーズあじ〜な」等、地場農産物を地元で流通・消費する施設の良さを情報発信し、利用者数の増加に努めます。
- ・道の駅大芝高原味工房を拠点に、地場農産物の販売、加工品の開発、情報発信、交流の拡大を進め、地産地消を推進します。

- ・農業者が参加しやすい生産者と消費者の交流の場づくりを進めます。
- ・安全・安心な農産物の生産につなげるため、生産者へのGAPの普及に努めます。
- ・新しい食品表示制度やHACCPに沿った衛生管理に基づく、安全・安心な加工品の製造・販売に努めます。
- ・エコファーマー⁷や環境にやさしい農産物⁸など、消費者にわかりやすい安全・安心な農産物生産につながる認証制度の取得を促進します。
- ・消費者の地産地消への関心を高め、地場農産物の購入につながるよう、地産地消の魅力を伝えていきます。

⁷エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の促進に関する法律」に基づき、土づくりに関する技術、化学肥料・化学農薬低減技術を一体的に実践する計画を策定し、知事に認可された農業者

⁸環境にやさしい農産物：地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料及び化学合成農薬を50%以上（一部30%以上）削減した方法で生産された農産物を認証する制度

3-3 保育園・学校給食

子どもたちの農業・農産物への関心を高める活動を促進します。保育園・小中学校で行う体験等への生産者・地域の協力を進め、充実を図ります。

給食への地場農産物の利用拡大を進めるため、保育園・小中学校、生産者、流通関係者等、関係者間の情報共有を進めます。

- ・子どもたちの農業体験や楽しく料理を作る体験を進め、生産等に関わる人々への感謝の心、作って食べることへの関心を高めます。
- ・地域の農家、ボランティア等の協力により、子どもたちが野菜づくり等の農業体験をできる機会を提供します。
- ・学校給食における地場農産物の利用拡大を図るため、学校、生産者、流通関係者などの関係者間の情報共有を進めるとともに、それぞれの間をつなぐコーディネーターの設置等を検討していきます。
- ・地場農産物を活用するとともに、生産者との交流等を通じ、食料の生産や地域の自然、産業等への理解を深めます。
- ・保護者への情報発信を行い、家庭とも連携して地産地消の普及を図ります。

3-4 地域における地産地消

家庭において地場農産物への関心を高めるために、地域内の農業関係団体等との連携を深めながら、健全な食生活、郷土食や食文化を伝え、地産地消を促進していきます。

- ・地域との協力を深め、農業体験等を通じて食材との触れ合いや生産者との交流の機会の充実を図ります。
- ・地域活動の中で、世代間の交流を深め、文化や伝統の継承に努めます。
- ・学校や保育園と協力し、子ども達が農作物の生産から収穫、加工、調理など、一連の作業が体験できる場の拡大を推進します。
- ・村民を対象とした農業体験や加工、郷土料理等の講習会を開催することにより、積極的な地場農産物の活用や農に関する理解を深める環境づくりを進めます。
- ・南箕輪村輪の会などとの協力を深め、伝統食や郷土食作りのイベントを開催し、特に子育て世代への食文化の継承に努め、地域の食育活動の中心となる人材や担い手の発掘・育成に努めます。

3-5 農業振興・地域の活性化

6次産業化等の取組により、農業の振興を図り、地産地消を促進します。また、農業の振興だけでなく、地域の活性化にも貢献できるよう努めます。

- ・6次産業化への取組を進めていくことにより、農業の振興を図り、地産地消を促進します。
- ・農業の振興に向けた取組により、地産地消だけでなく、地域の活性化にも貢献できるよう努めます。
- ・国や県と連携しながら農業の魅力を発信し、新規就農者への支援を充実させ、農業従事者の後継者不足解消に努めるなど、担い手の発掘・育成を推進します。
- ・農業体験事業を通じて、地元での農業・農産物への関心を高めるだけでなく、地域の活性化や都市部住民との交流を図ります。
- ・都市部への農産物の販路拡大の取組を通じて、農産物のPRだけでなく、村のPRや関係人口の拡大につなげていきます。

指標・目標

項 目	現 状（令和元年度）	目標値（令和7年度）
ふれあい農園の 利用区画数/利用可能区画数	35/35 区画	35/35 区画
大芝高原味工房 年間利用者数	123,980 人	155,000 人
大芝高原味工房農産物直売所 年間販売額	16,055 千円	18,000 千円
保育園・学校給食における 地場農産物を使用する割合	保育園————— 42.1% 南部小学校————— 36.8% 給食センター————— 40.5%	43.0% 40.0% 43.5%
地産地消に関心のある人の割合	68.7%	78%
地場農産物を意識して購入する 人の割合	63.2%	74%

目標値（令和７年度）に向けた具体的な取組等	備考
・ ふれあい農園のＰＲ及び利用促進	
・ ＳＮＳ等を活用した情報発信 ・ 集客イベントの開催	利用者数は味工房レジ通過者数を集計 目標値は平成 30 年度利用者数 155,595 人より設定
・ 直売所出荷者の拡大、販売品目の充実 ・ 地場農産物を利用した新商品の開発 ・ 直売所スタッフの意識改革	目標値は平成 30 年度年間販売額 17,992 千円より設定
・ 給食関係者及び農業関係者等との連絡調整会議の定期的な開催 ・ 給食への南箕輪村産農産物の供給体制の確立 ・ 関係者間の情報共有を図るコーディネーターの設置の検討	指標は上伊那産を地場農産物とし、米・野菜・果物・きのこ類を対象として、重量ベースで算出 南箕輪村第３次食育推進計画と同指標・目標
・ 「南みのわ農産物フェア」等各種イベントの実施 ・ 営農センター事業の促進 ・ 保育園・小中学校での地産地消への関心・理解を高める取組 ・ 伝統食や郷土食作りイベントの促進	出典：令和２年度食生活アンケート（健康福祉課） 南箕輪村第３次食育推進計画と同指標・目標
・ 地場農産物を地元で流通・消費する施設の情報発信 ・ 村民に向けた地産地消への関心・理解を高める取組 ・ 特別栽培米「風の村米だより」の普及促進	出典：令和２年度食生活アンケート（健康福祉課） 南箕輪村第３次食育推進計画と同指標・目標

